

## 豊川市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針

平成30年1月26日 決定

令和5年11月20日 改正

豊川市農業委員会

### 第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

本市においては、農作物の栽培に適した温暖かつ適量な降雨に加え、豊川や白川、音羽川など、川の水にも恵まれた地域であるため、稲作をはじめ、大葉やイチゴ、バラ、スプレーマムなどの施設園芸、ハクサイやキャベツを中心とした露地野菜といった多様で生産性の高い農業が営まれている。

しかしながら、近年、農業従事者の高齢化や後継者不足が恒常化しており、遊休農地の発生が深刻な問題となっている。

こうしたことから、その発生防止・解消に努めていくと同時に、担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、市は農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

こうした状況を踏まえ、本市農業委員会では、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、豊川市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第6条第1項に規定する「豊川市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（令和4年3月）」で、「令和12年度までに、効率的かつ安定的に農業経営を営む者に対し、分散する農用地の集約化をおおむね80%とする」という目標が掲げられていることから、それに合わせて令和12年度を目標とし、農業委員および推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長

通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知)に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

## 第2 具体的な目標、推進方法および評価方法

### 1. 遊休農地の発生防止・解消について

#### (1) 遊休農地の解消目標

	管内の農用地面積	遊休農地面積	遊休農地の割合
現 状 (令和5年3月)	3,200ha	92.9ha	2.90%
目 標 (令和13年3月)	3,136ha	26ha	0.82%

※農地面積は、直近の「耕地及び作付面積統計」における耕地面積とする

#### (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

##### ① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

ア 農業委員と推進委員による農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）および「豊川市農地パトロール（利用状況調査）実施要領」に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、日常的に実施する。

イ 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

##### ② 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

##### ③ 非農地判断について

農地パトロールにより、再生利用が困難な農地と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

### (3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

## 2. 担い手への農地利用集積・集約化について

### (1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積	集積面積	集積率
現 状 (令和5年3月)	3,200ha	699ha	21.84%
目 標 (令和13年3月)	3,136ha	2,508ha	80.00%

※ 担い手への農地利用集積率は、豊川市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想における「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用集積」である令和12年度の農地集積率80.00%を目標とする。

### (2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な取り組み

#### ① 「地域計画」の作成・見直しについて

農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成・見直しに取り組む。

#### ② 農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、市町村、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

#### ③ 農地の利用調整と利用権設定について

管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

#### ④ 農地の所有者等を確認することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確認することができない農地については、公示手続を経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者（個人）	新規参入者（法人）
現 状 (令和5年3月)	21 経営体（年間）	1 団体（年間）
目 標 (令和13年3月)	24 経営体（年間）	2 団体（年間）

※ 新規参入については、現状の担い手の数や遊休農地の発生状況を考慮しながら、市農務課と協議するとともに、農協等関係団体と連携し、毎年、個人24人、法人2団体の新規参入を目標とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

県・全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構等と連携し、管内の農地の借入れ意向のある参入希望者（法人を含む。）の情報収集に努め、積極的な働きかけを行う。

② 企業参入の推進について

担い手が不足している地域では、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、農地中間管理機構も活用して、企業の参入の推進を図る。

③ 農業委員会のフォローアップ活動について

ア 市、県、農業等関係機関が実施している各種事業の情報提供を行う。

イ 農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む）に対して、関係機関と連携し、農地について所有者との橋渡しや積極的な助言等に努める。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等につい

て」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

### 第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

豊川市において作成される「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、豊川市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力